

2023年6月27日

日本船主協会

シップ・リサイクル条約（香港条約）発効要件充足を受けた
当協会会長 池田潤一郎コメント

今般のバングラデシュおよびリベリアの批准書寄託により、香港条約が発効要件を充足し、2025年6月に発効することを心より歓迎する。

ここに至るまでの両国およびインド、パナマといった既締約国関係者の取り組みに深い敬意を表すとともに、各国の批准環境整備、とりわけ最近では世界最大の解撤国であるバングラデシュの批准を力強く後押し頂いた日本政府のご理解・ご尽力に深甚なる感謝を申し上げます。2023年5月の日・バングラデシュ首脳会談での共同声明への本件盛り込みは、同国批准の最後の一押しとなったものと捉えており、2022年4月の斉藤国土交通大臣に提出した当協会要望を具現化頂いたことに対し、改めて御礼申し上げたい。

条約の発効まで2年間であるが、この間、バングラデシュ、インドをはじめとする条約締結国において、速やかに条約適合型ヤードが拡大し、加速化する環境対応新造船需要の受け皿として老朽船の市場撤退が円滑になされるよう、当協会としても関係者への働きかけを継続することとしている。またこの間、香港条約認証ヤードでの優先的解撤について、引き続き協会内外の船主に働きかける方針である。日本政府におかれては、引き続きバングラデシュにおけるTSDF（廃棄物処理施設）の整備等、解撤国のヤード改善加速化につながる支援をお願いしたい。

更には条約発効後も見据え、当協会としては現地関係者との定期的な対話等を通じ、条約の実効性確保、技術進歩や社会情勢変化に合わせた更なる環境適合への国際的取り組み、より優れたサーキュラーエコノミー実現に向け、日本政府をはじめとしてこれまで条約発効に向けて連携してきた国内外の関係者との協働を含め力を尽くす所存である。今後、本条約とバーゼル条約との関連の整理や、本条約に先立って適用開始されている欧州地域規制（EU-SRR）側の本条約との整合性論議が加速するゆえ、本条約の実効性を尊重し地球規模での安全で環境に優しく旺盛なシップリサイクル環境を維持しえるよう、引き続き日本政府からのご支援もお願いしたい。

<背景・これまでの経緯>

昨6月26日、バングラデシュおよびリベリアの加入（IMOへの批准書寄託）により、シップ・リサイクル条約（2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香

港国際条約、以下「香港条約」)は発効要件を充足し、条約の規定に基づき2年後の2025年6月26日に発効することとなった。

香港条約は日本政府の主導により、2009年に国際海事機関(IMO)で採択され、我が国は2019年3月にこれを批准、この前後には当協会の働きかけも奏功し、主要船籍国であるパナマ、主要解撤国であるインドも批准しており、発効要件充足までには概ね主要船籍国1国、解撤国1国の批准を待つ状態であった。

当協会はこれまで、IMOにおける議論、解撤国への技術支援事業等に積極的に参画してきたほか、ICS(国際海運会議所)、ASA(アジア船主協会)等の民間国際団体において、香港条約早期発効に向けて主導的な役割を果たすとともに、関連するセミナー等において对外発信を続けてきた。更には、アジアの主要解撤国であるインド、中国、バングラデシュに計10回以上訪問団を派遣(最近では2023年5月にバングラデシュを訪問、同国工業大臣と当協会友田副会長他が面談)し、ヤードの現状・改善実態を直接確認するとともに、条約要件充足ヤードの活用を当協会内外に推奨していく方針を現地当局・ヤードに伝え同地でのヤード改善についての理解促進、批准気運の醸成に努めてきたところである。

以 上

【添付】当協会のこれまでの足跡(ご参考)

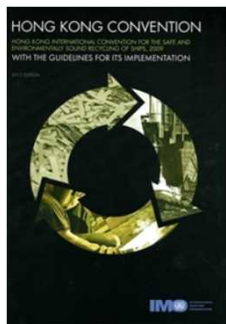
HKC発効に至る日本船主協会のこれまでの足跡

2009

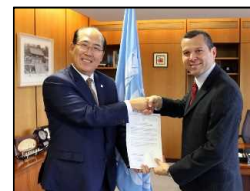
2023



2009年 HKC採択



2003-2020年 代表団の中国・インド訪問 (計9回)



2016年 パナマのHKC批准



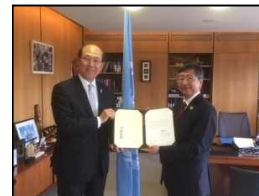
2020年 TradeWinds 解撤セミナーへの参加



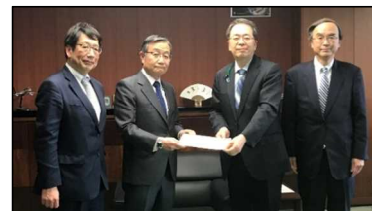
2010年 室蘭における解撤実証実験に協力



2018年 IMO SENSRECプロジェクト (対バングラデシュ技術支援) への参画・協力



2019年 日本のHKC批准



2022年 齊藤国土交通大臣への要望書提出



2015年 ClassNKによる初のHKC適合証明発行



2019・2023年 代表団のバングラデシュ訪問



2019年 インドのHKC批准



2023年5月 代表団のバングラデシュ工業大臣との会合